

平成21年度

公募要領

「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」

平成21年11月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

[はじめに]

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成21年度から平成25年度まで「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」プロジェクトを実施します。

このプロジェクトは、平成22年度の政府予算原案をもとに公募するため、今後成立する予算の状況に応じて内容の変更があり得ます。

1. 事業の概要

(1) 事業背景及び目的

地球環境問題への意識の高まりから、世界各国では再生可能エネルギーの導入が進められている。我が国においても、低炭素社会へ移行していく道筋を示すため、「低炭素社会づくり行動計画」が策定されゼロ・エミッション電源の発電電力に占める比率を2020年度に50%以上とすることが具体的な目標として掲げられている。ゼロ・エミッション電源の比率は、現状では電力量ベースで4割程度であり、これを50%以上にするためには再生可能エネルギーを加速的に導入する必要がある、とりわけ太陽光発電（以下、PVという）については2020年度に現状の10倍、2030年度に現状の40倍とする目標が示されている。また、2009年4月に発表された「経済危機対策」においては、同年2月に導入が発表されたPVの新たな買い取り制度を前提とし、PVを2020年度頃までに現状の20倍程度導入する目標が示されている。しかし、出力が気象条件で変動するPVなどを大量に電力系統へ連系した場合、PVからの逆潮流による配電網における電圧上昇、系統全体の余剰電力の吸収や、周波数調整力確保のための対策が必要となるなどの電力系統への課題が知られている。また、今後、様々な分散型電源導入による電力供給者の多様化、情報家電の導入やさらなる高電力品質を求めた需要家ニーズの多様化に応えるサービスの登場が予想されている。

近年、このような課題を解決するため、情報通信技術を使用して需要側を取り込み効率的に電力の流れを制御するスマートグリッドという概念が注目されている。米国では電力系統の増強を目指した連邦予算が計上され、それを受けて各地でスマートグリッドの研究が加速されつつある。また同時に国際標準化についても急速に作業が進められている。そのような中、かねてより経済産業省と協力関係を築いていた米ニューメキシコ州政府はグリーングリッドイニシアティブ（以下、GGIという）を立ち上げ、ニューメキシコ州内5つのサイトで実証研究を展開し、統合的なスマートグリッドの技術開発及び実証を推進する。NEDOは、これまで培ってきた我が国の系統連系技術の世界的展開を睨み、ニューメキシコ州においてGGIと連携し、日米共同のスマートグリッドに関する実証研究を展開する。

出力変動する再生可能エネルギーの系統連系については、資源エネルギー庁電力・ガス事業部に設けられた次世代送配電ネットワーク研究会で技術面の検討が始まり、また一方

産業技術環境局では、次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に関する研究会を立ち上げている。また、NEDOでは、これまでに出力が気象条件の影響を受ける変動電源（P V等）と、高効率コージェネなどのその他のエネルギーを適正に組み合わせ、これらを制御するシステムを構築することにより、安定した電力・熱供給を行うとともに、連系する電力系統へ極力影響を与えない供給システムの実証研究やP Vの系統連系に関する事業として、集中導入モデル事業を行ってきており、現在では、単独運転検出装置の複数台連系試験方法について検討を進めているところである。

これらの成果も踏まえつつ、本実証研究ではP Vなどの再生可能エネルギーを大量導入した配電線において、情報通信技術を用い蓄電池、蓄熱等の機器と需要家を協調制御することにより、再生可能エネルギーの出力変動による影響を最小化するような配電線規模でのマイクログリッドを構築する。また、本実証研究を米国にて実施する目的は①我が国では規制等により実施が困難な技術や我が国と異なる環境における各種装置の性能を検証し、我が国における今後のスマートグリッド研究開発にデータ・知見をフィードバックすること、②我が国のエネルギー機器の実系統への導入・実証を通じ、我が国機器メーカーの米国をはじめとする世界展開への足掛かりとすること、③本実証研究で得られる様々なデータを有効に活用することにより、今後早急に進むと予測されるスマートグリッド標準化活動に資することである。

(2) 事業の内容

以下の項目について実証研究を実施します。なお、平成 21 年度は必要な事前検討及びシミュレーションを行うための現地調査を含めた調査を開始することといたします。

① ロスアラモス郡のマイクログリッド実証

・2～5MW程度の配電線において、P V2MW程度（日本側1MW程度設置）、蓄電池1 MW程度を集中的に導入し、配電線の系統構成を切換えることによりP V導入比率を変えることの可能な配電線にて、P V変動吸収を可能とするEMSと情報通信技術の構築、実証。

・スマート配電機器（情報通信機能を持った開閉器、S V Rなどの配電機器）を導入し、高信頼性配電システムの構築、実証。

② ロスアラモス郡でのNEDOスマートグリッドハウス実証

・P V（3kW程度）と蓄電池（20kWh程度）、蓄熱機器、I T家電といった需要家機器、スマートメータ技術とリアルタイムプライシングを組み合わせたEMSと宅内・宅外通信システムを構築し、一般住宅（リアルタイムプライシング有）と比較することにより、効果を実証。

③ アルバカーキ市での商業地域マイクログリッド実証

・系統側EMSを設置し、配電系統内に設置されたP Vの変動吸収制御指令をビル側EMSと連系することによるP V変動吸収を実証。

・自立運転可能なビル(600kW程度)需要地システムを、蓄電池、ガスエンジンコージェネ、燃料電池、蓄熱槽、P V (100kW程度)等により構築し、高信頼度供給を実証。

※上記①～③で提案される情報通信技術については④におけるサイバーセキュリティ研究の評価対象として研究協力するものとする。

④ 全体総括研究

以下のような項目を含む全体総括研究をニューメキシコ州側の総括研究と連携して実施する。

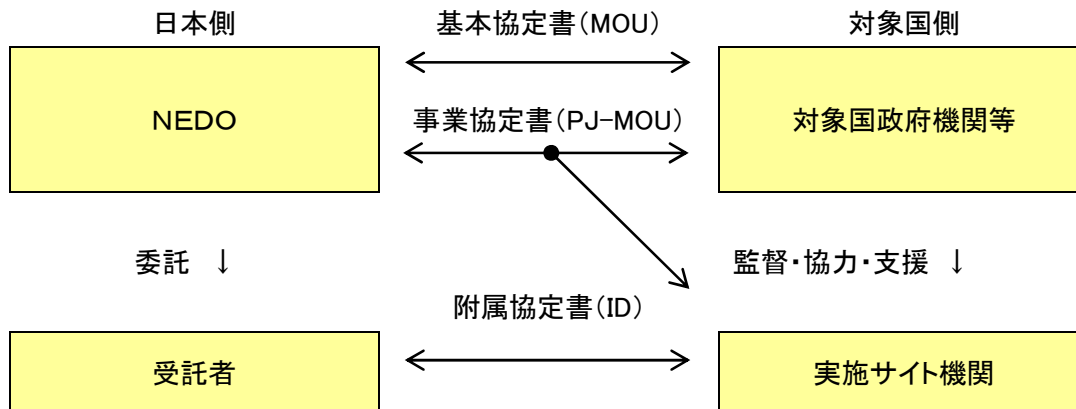
- i) スマートグリッド全体とりまとめ研究
 - ・ G G I の 5 つのサイトで実施されるスマートグリッドの効果を分析し、上位システムへの影響を評価。
- ii) P V 等の分散電源評価
 - ・ 1 0 種類程度 (合計1MW程度) 導入予定の P V モジュールを対象に性能評価を行い、これまでに得られた日本における P V 性能評価結果との比較検証。
 - ・ 高地 (1 5 0 0 m 級) におけるガスエンジン、燃料電池などの性能を評価
- iii) 単独運転検出装置など分散電源保安技術検討
 - ・ 商業ビルの自立運転などでの単独運転検出のあり方や、日米研究施設を活用した分散電源の保安技術の相互検討などを実施。
- iv) サイバーセキュリティ及び情報通信技術の研究
 - ・ 商用 I P ネットワークベースでの、システム/需要地の計測/管理システムの構築、実証。
 - ・ 日米共同でのサイバーセキュリティ試験方法の検討と、スマートグリッドに必要な情報通信技術のあり方などの研究。
- v) モデル・シミュレーション開発
 - ・ スマートグリッドの効果解析など、上記 i ~ iv の研究項目に必要な新たなモデル・シミュレーション技法の開発。

(3) 研究の進め方

具体的な実証研究の進め方については、以下のとおりとし、事前調査から実証研究に至るまでの一連の事業を 1 テーマと見なし、迅速かつ効率的に実証研究を実施する。

- ・ 事前調査の実施 (平成21年度)
- ・ 実証研究の実施 (平成22年度以降)

N E D O からの受託者とニューメキシコ州の関係機関は、本実証研究事業の実施の詳細を規程する協定付属書 (ID) を締結する。



また、以下に掲げる事項について、下記のフェーズにて共同で実証研究を実施する。

(なお、本実証研究事業は、平成22年度予算が措置されることを前提としたものであり、場合によっては事業の取り消しを含む事業の内容変更等があり得る。)

- i. 詳細調査・設計
- ii. 製作・輸送
- iii. 据付・試運転
- iv. 実証運転・普及啓発

(4) 事業期間及び事業規模

本事業の事業期間は、NEDOの指定する日より平成 25 年度とし、平成 21 年度の事業規模は 50 百万円、総額 20.5 億円を予定しております(平成 21 年度は単年度契約とします)。なお、事業規模については変動することがあります。

2. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)から(7)までの条件、「基本計画」及び「平成 21 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術について調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの実証研究成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの実証研究成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有すると

ともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。

- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの実証研究成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

3. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書4部（正1部、副3部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

- ・提出期限：平成21年12月1日（火）17：00 必着（郵送の場合は必着）
- ・提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー技術開発部 渡辺 宛

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー 18階

※郵送の場合は封筒に『「日米スマートグリッド実証」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

4. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・公募に際しては、1. 事業の概要 (2) 事業の内容 に記載されている①～④の実証研究内容毎に、全体提案もしくは部分提案について研究業務管理を含めて具体的に記載してください。ただし、事前調査のみの提案は受け付けません。
- ・提案書の記載様式は別添1をご参照ください。別添2に従って実証研究責任者候補の研究経歴書を、別添3に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。（主要研究者候補とは、提案書の各研究項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）
- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・提案書の提出部数は、4部（正1部、副3部）です。
- ・提案書の提出時に「提案書受理票」（別添4）を1部添付してください。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 研究機関毎の会社経歴書、大学案内パンフレットなど 2部
- ・ 最近の営業報告書（1年分）2部（国公立大学等は不要）
- ・ 当該研究機関に関する事業部、研究所等の組織等に関する説明書 2部（国公立大学等は不要）
- ・ NEDOから提示された契約書（案）に合意することが委託先の選定の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）を添付してください。

(3) 提案書の受理事

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡しします。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

5. 秘密の保持

提案書は本実証研究の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。なお、取得した個人情報については、実証研究等実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

6. 委託先の選定について

(1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の2段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加、ヒアリングの実施等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

<事前審査の基準>

- ①提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか

- ②提案された方法は技術的に優れているか
- ③提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、目標の妥当性等）
- ④応募者は本実証研究を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、優秀な研究者等の参加等）
- ⑤応募者が当該実証研究を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）
- ⑥提案内容は経済性に優れているか
- ⑦総合評価

<契約・助成審査委員会の選考基準>

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- ①委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1) 実証研究等の目標がN E D Oの意図と合致していること。
 - 2) 実証研究等の方法、内容等が優れていること。
 - 3) 実証研究等の経済性が優れていること。
- ②当該実証研究等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1) 関連分野の研究等に関する実績を有すること。
 - 2) 当該実証研究等を行う体制が整っていること。
(すべての研究機関を含む。また、税務処理上等で現地法人を活用することがある場合はその内容も記載されていること。)
 - 3) 当該実証研究等に必要な設備を有していること。
 - 4) 経営基盤が確立していること。
 - 5) 当該実証研究等に必要な研究者等を有していること。
 - 6) 委託業務管理上N E D Oの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

③委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項

- 1) 優れた部分提案者の実証研究等体制への組み込みに関すること。
- 2) 各実証研究テーマ間の実証研究分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3) 競争的な実証研究等体制の整備に関すること。
- 4) 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
- 5) その他主管部長が重要と判断すること。

(3)委託先の決定及び通知について

①採択結果の公表等について

採択された案件（実施者名、事業概要）はN E D Oのホームページ等で公開します。

不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

②事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

③附帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること等）は、その旨を採択通知に明記することがあります。

(4)スケジュール

平成21年

11月2日・・・公募開始
11月9、12日・・・公募説明会（場所：関西、関東）
12月1日・・・公募〆切
12月中旬（予定）・・・事前審査（外部有識者による審査）

平成22年

1月上旬（予定）・・・契約・助成審査委員会
1月上旬（予定）・・・委託先決定
1月上旬（予定）・・・公表・プレス発表
2月上旬（予定）・・・契約

※必要に応じて、提案内容等について応募者とのヒアリングを実施いたします。

(5)その他留意事項

- ・提案者は、NEDOが提示する実証事業委託契約書（案）及び実証事業委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。また、契約締結に伴う実施計画書の作成・提出、契約締結後に提出する各種申請・届出手続き及びその他情報共有においては、NEDOポータルを利用して行うことになります。NEDOポータルについては以下のサイトを御確認ください。

<http://www.nedo.go.jp/portal/index.html>

7. 研究活動の不正行為への対応

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1

号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※3）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

（※4）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOホームページ
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

（1）本事業において不正行為があると認められた場合

- ①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ②不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から

NEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミューザ川崎セントラルタワー16階

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ : <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分です。)

8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。事前登録は不要です。なお、説明会は日本語で行います。

[説明会の日時及び場所]

【大阪会場】

- ・ 日 時 : 平成21年11月 9日 (月) 13:30~15:00
- ・ 場 所 : ヒルトン大阪 (4F) 大阪市北区梅田1丁目8番8号

【川崎会場】

- ・日 時：平成21年11月12日（木）10:00～11:30 [1回目]
13:30～15:00 [2回目]
- ・場 所：川崎日航ホテル（12F） 川崎市川崎区日進町1番地

9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、12月1日 17:00 までの間に限り下記宛にFAXにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

- ・お問い合わせ先：NEDO新エネルギー技術開発部 担当：渡辺 FAX：044-520-5276

10. 添付資料

- ・提案書の様式（別添1）
- ・実証研究責任者候補研究経歴書（別添2）
- ・主要研究員研究経歴書（別添3）
- ・提案受理票（別添4）

提案書の様式と提案作成に際しての注意事項

1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。
2. 提案書は、A4版用紙で作成し、クリップ留めして下さい。
3. 提案書は、4部（正1部、副3部）を提出して下さい。
4. 提案書の下中央にページを入れてください。
5. 提案方式が単独提案*¹と共同提案*²のもしくは部分提案*³いずれかに分類されるか判断し、次頁の「提案方式分類による提案書作成方法」に従って作成してください。
 - *1 単独提案とは、単独の法人が提案することを指します。
 - *2 共同提案とは、複数（再委託先は含まない）の法人が連名で提案することを指します。
 - *3 部分提案とは、事業（実証研究項目）の一部について提案することを指します。

提案方式分類による提案書作成方法

提案方式	単独かつ全体	単独かつ部分	共同かつ全体	共同かつ部分	再委託
I 提案書本文					
表紙					
「……………」に対する提案書	基本計画書のプロジェクト名称を記載				
公 印	単独者の公印		複数者の公印		不 要
実証研究委託事業提案書[要約版]	記 載		全体記載 ただし、連絡先は複数者各々について記載		不 要
1. 実証研究の内容及び目標 1-1 実証研究の内容 1-2 実証研究の目標 1-3 実証研究成果の実用化の見込み 1-4 我が国の経済再生への貢献	実証研究項目毎に記載		実証研究項目毎に記載 複数者各々について分割できる場合は分割して記載し、分割が困難な場合は複数者全体で実施の注釈をつけて一括して記載するが、この場合複数者各々の役割を明確に記載		実証研究項目毎に記載 役割を明確に記載
2. 事業実施体制 2-1 実証研究責任者 2-2 管理者 2-3 再委託先等 2-4 事業実施体制図 2-5 研究実施場所 2-6 実証研究責任者候補研究経歴書及び主要研究員研究履歴書	記 載		全体記載、かつ、複数者各々について記載		記 載
3. 研究実績及び設備・装置 3-1 当該提案に有用な研究開発実績 3-2 当該提案に使用する予定の現有設備・装置	記 載		複数者各々について記載		記 載
4. 実証研究予算と研究員の年度展開 4-1 実証研究予算と研究員の年度展開 4-2 初年度予算の概算	記 載		全体記載(実証研究項目毎の総括表で可)、かつ、複数者各々について記載		記 載
5. 類似の研究開発 5-1 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発 5-2 現に実施している自己資金による類似の研究開発	記 載		複数者各々について記載		記 載
6. 契約書に関する合意	記 載		複数者各々について記載		不 要
II 添付書類					
1. 実証研究責任者候補研究経歴書(別添2)	添 付				不 要
2. 主要研究員研究経歴書(別添3)	添 付		複数者各々について添付		添 付
3. 会社経歴書、最近の営業報告書、事業部、研究所等の組織等に関する説明書	添 付 (提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)		複数者各々について添付 (提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)		添 付 (提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)
4. 提案書類受理票(別添4)	添 付		代表者のみ添付		不 要

実証研究委託事業提案書 [要約版]

提案者名：

実証研究プロジェクト名称	「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」
提案方式	☆全体提案・部分提案（いずれかに○） ☆単独提案・共同提案（いずれかに○）
1. 実証研究の概要	提案書1-1及び1-2の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
2. 研究体制	提案書2.の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
3. 研究期間及び予算規模	提案書4.の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
4. 連絡先	住所： 名称： 連絡先：担当者所属 職名・氏名 郵便番号・住所 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス

(注) 要約版は1枚以内にまとめて下さい。必要に応じて図表等を添付して下さい。

実証研究プロジェクト名

「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」

1. 実証研究の内容及び目標

1-1. 実証研究の内容

「〇〇〇〇〇の実証研究（△△△△△の実証研究）」（〇〇株式会社）

受託を希望する実証研究項目を選定（実証研究テーマがある場合は実証研究テーマを記入）するとともに、必要があれば（ ）内に実証研究の範囲を示す副題を記入してください。副題は任意とします。

提案する実証研究の方式又は方法について具体的に説明して下さい。また、1-2の目標を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について。従来から一般的に行われている方法（従来技術等）と比較するなどして、わかりやすく説明して下さい。

また、提案する研究内容の新規性、独創性、優れていると考えられる点を、提案者として説明（アピール）してください。さらに、国内外に競合技術、競合研究開発等があれば、その概略を記入し、これらとの比較においても、本提案実証研究を実施すべき理由も記入してください。

必要であれば、この実証研究内容の理解を容易にする図等を添付してください。

再委託先の内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。

複数の企業又は複数の企業と実証研究・契約手続き等のとりまとめを担う公益法人等が応募される場合には、それぞれの役割分担を明確に記載してください。

例えば、役割分担を記載する場合には、下記事例のように、実証研究内容の後に分担企業等を付記して頂くのも一つの方法です。

① 「〇〇〇〇〇の実証研究（△△△△△の実証研究）」（〇〇株式会社）

[実証研究の内容]

② 「×××××の実証研究（□□□□□の実証研究）」（□□株式会社）

[実証研究の内容]

1-2. 実証研究の目標

提案する実証研究プロジェクトについて、実証研究テーマ毎に、平成25年度の最終目標（性能、定量的な検討件数等）を具体的に記入してください。（（「△△△△が可能なこと。」、「〇〇〇〇式であること。」、「△△△△については〇〇以上であること。」、「〇〇個以上について△△する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載）

上記の最終目標（性能、定量的な特性等）については、その設定理由や根拠についても簡潔に説明してください。

1－3. 実証研究成果の実用化（国際的研究機関への提案）の見込み

当該委託業務から得られる実証研究成果が産業や経済社会に及ぼす波及効果、実用化された場合に期待できる事業規模、ビジネスモデル、その他社会経済的なインパクトについて説明してください。

また、実証研究成果を国内外それぞれにおいて実用化（提案）する計画、実用化（提案）時期、実用化（提案）能力について説明してください。その一環として、実証研究成果の実用化のために実証研究の期間中及び終了後に実施すべき関連の取り組みとして、応募時点で考えられる内容と、それを実証研究期間中に具体的な取り組み計画として関係者でとりまとめ、合意するための検討体制・手順も説明してください。

1－4. 我が国の経済再生への貢献

本プロジェクトの実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明してください。

2. 事業実施体制

本実証研究を受託した時の事業実施体制について、次のような図にまとめてください。共同提案の場合、他の共同提案先を含めて役割が分かるよう記入してください。税務処理上等で現地法人を活用する場合、事業実施体制図に記入してください。

2－1. 実証研究責任者

実証研究責任者： 所属・役職 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-****（内線） FAX **-****-****

2－2. 管理者

業務管理責任者： 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-****（内線） FAX **-****-****
経理責任者： 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-****（内線） FAX **-****-****

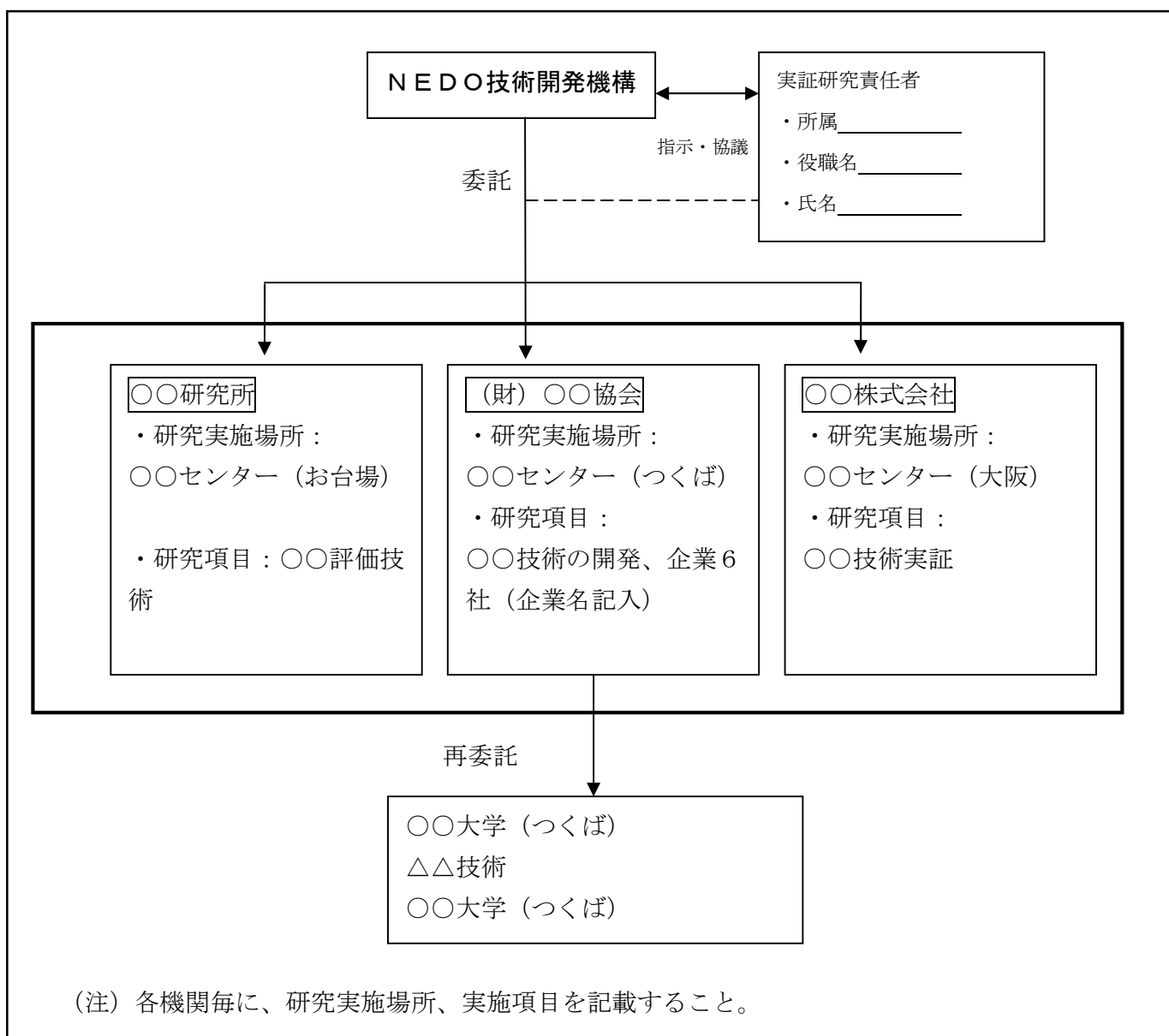
2－3. 再委託先等

再委託先名：
再委託を行う理由：
再委託業務を履行する能力：
再委託の額：

2-4. 事業実施体制図

(例 示)

「****」実施体制



2-5. 実証研究責任者候補研究経歴書及び主要研究員候補研究経歴書

実証研究責任者候補について、実証研究責任者候補研究経歴書（別添2）に記入し提出してください。

委託事業者をはじめ、再委託研究機関等本事業に関係する主要研究員候補について、研究経歴を主要研究員候補研究経歴書（別添3）に記入し提出してください。

〔なお、主要研究員とは、提案する事業の各実証研究項目の主要な登録研究員のことを指します。〕

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

実証研究テーマに沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中で応募者の本実証研究若しくは本実証研究の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わるすべての研究機関(再委託先を含む)を対象に説明してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記入していただいても結構です。

3-2. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

本実証研究を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記載してください。

(例 示)

設 備 名 称	内 容 (使用目的、仕様等を記入ください)

4. 実証研究予算と研究員の年度展開及び初年度予算の概算

4-1. 実証研究予算と研究員の年度展開

本実証研究を進めるためには、いかなる研究項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要となるか以下のような一覧表にまとめてください。

共同提案の場合、各社毎に提案された実証研究分担項目及び必要経費を分けて記入してください。

なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（ ）内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。

(例 示)

単位：百万円

() 内は人数

研究項目	×年度	×年度	×年度	×年度	×年度	×年度	×年度	計
1. ○○○の研究								
1-1. ○○○の調査 (○○会社)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	→				*** (*)
1-2. ○○○の実証 (○○会社)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	→			*** (*)
2. △△△の研究								
2-1. ×××の実証 (○○会社)			*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)
2-2. ×××の実証 (○○会社)				*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)
合 計	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)	*** (*)

注1. 消費税は、実証研究項目毎に内税で計上してください。また、日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額がある場合にも実証研究項目毎に含めて計上してください。

注2. 提案者が本基本計画に沿ってプロジェクトを遂行するために必要な実証研究費を計上してください。

なお、予算規模は社会・経済状況・実証研究費の確保状況等によって変動し得ることもあり、総事業費規模についてはNEDO技術開発機構が確約するものではありません。

4-2. 21年度予算の概算

実証研究に必要な経費の概算額を実証研究テーマ毎に、委託業務事務処理マニュアル (<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual/jimushori/h21/index.html>参照) に定める経費項目に従って、記載してください。

※共同提案の場合は、各企業等の積算内訳も記載してください。

項 目 (例)	積算内訳 [金額 (千円)]
I. 機械装置等費	** , ***
1. 土木・建築工事費	** , ***
2. 機械装置等製作・購入費	** , ***
3. 保守・改造修理費	** , ***
II. 労務費	** , ***
1. 研究員費	* , ***
2. 補助員費	** , ***
III. その他経費	** , ***
1. 消耗品費	** , ***
2. 旅費	** , ***
3. 外注費	** , ***
4. 諸経費	** , ***
IV. 間接経費 (注1)	** , ***
V. 再委託費・共同実施費 (注2)	(上記 I～III に定める費目に準じて行う)
合 計 (注3)	** , ***, ***
消費税及び地方消費税額 (注4)	(注：円単位) * , ***, ***
総 計	(注：円単位) ***, ***, ***

注) 1. 間接経費の算定は I～III の経費総額に大企業は 10%、中小企業等、公益法人等、国立機関等は 15% を乗じて算出して下さい。

なお、国公立大学法人・公立大学・私立大学・高等専門学校については、研究機関として委託業務に直接従事する研究員またはその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前期の間接経費率に 10% 加算することができます。

2. 大学等との共同研究費は「V. 再委託費・共同実施費」に計上して下さい。
3. 合計は、I～IV の各項目の消費税を除いた額の総額を記載して下さい。
4. 応募者が免税業者の場合は、仕入課税額を消費税額欄に記載して下さい。

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度、研究開発テーマ及び内容を説明してください。

5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発

本実証研究を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標(性能等)を明らかにしてください。また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを説明してください。

6. 契約書等に関する合意

「○○ ○○ (代表者氏名)」は、本実証研究テーマ「○○○○○の実証研究(等)」の契約に際して、NEDO技術開発機構より提示された契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認したうえで提案書を提出します。

NEDO技術開発機構より提示された契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、上記の文章を記載して下さい。

提案書類受理番号 _____

「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」に対する提案書

実証研究テーマ

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

平成 年 月 日

提案者名：〇〇〇〇〇株式会社

受領書類：

- 提案書 4部（正1部 写3部）
- 会社経歴書 2部
- 最近の営業報告書（1年分） 2部
- 組織等に関する説明書 2部



提案書類受理番号 _____

「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」に対する提案書

実証研究テーマ「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

提案書類受理票（提案者控）

平成 年 月 日

会社名

担当者名 _____ 殿

貴殿から提出された標記提案書類を受理いたしました。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機
新エネルギー技術研究開発部 印